

車両用回転灯 パトライト® 取扱説明書

生産終了

Production end

[TYPE : HKF-K・HKFM・HKFM-G]

このたびは、**パトライト®**をお買い上げいただきましてありがとうございます。ご使用の前にこの取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。また保守点検や、補修などをするときは必ず本書を読み直してください。なおご不明な点は最終に記載しています技術相談窓口へお問い合わせください。

回転灯を安全にご使用いただくために 必ずお守りいただきたいこと

⚠ 危険



発火注意

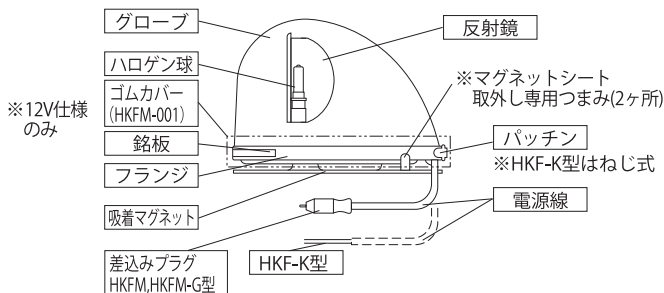
⊙回転灯が点灯をしている時に紙や布などの燃えやすいものをかぶせないでください。火災の原因となります。

⚠ 警告

- 電球交換など補修をされる際は感電や火傷防止の為、必ず電源を切って電球の熱が下がってからおこなってください。
- グローブを外したままや割れたままでの放置・使用はしないでください。反射鏡の回転による負傷、電球の熱による火傷、感電など非常に危険です。
- 電球や反射鏡・グローブ（プラスチック類）は割れやすいものです。ケガをしないよう取扱いには充分注意してください。
- 製品の「銘板」に表示以外の電球を使用すると製品の故障や電源焼損の原因となります。
- 本製品の設置に関しては、関連する法規制をご確認の上、法に基づいた正しい方法でご使用ください。
(例) 道路交通法により、設置する商品によっては、道路運送車両法に基づく自動車検査登録制度（新車登録・車検）に不適合となる場合があります。

1. 各部の名称（全タイプ共通）

1. 流線型タイプ（イラスト：HKFM-G型）



2. 使用方法（全タイプ共通）

⚠ 警告

- 車両の走行中の使用は許可を必要とします。また走行中は、落下防止に十分配慮してください。
- 電球割れ・不灯・ヒューズ切れ・回転停止など、予期せぬ故障に対する安全対策を施してください。

1. 取付方法

- ・取付部分へ取付穴(各取付面寸法図参考)の加工を行ってください。
- ・付属のナット類を用いて固定してください。
- ※車両などへの取付穴部および、電源線貫通穴は取付け後、必ず防水用のシーリング処理を施してください。
- ※HKFM, HKFM-G型はマグネット吸着式です。取付穴加工は不要です。
- ※HKFM, HKFM-G型(吸着式)には、シガーライタープラグが付いています。ソケットに差し込むと動作します。

生産終了

Production end

⚠注意

- グローブを外したままでの放置、使用はしないでください。
- 脱着式(HKFM, HKFM-G型)を吸着させる前に、車両のルーフとマグネット裏面の砂埃や雨水などの水分は、乾いた布でよく拭きとってください。
- 脱着式(HKFM, HKFM-G型)のマグネットには、鉄片など付着させないでください。着磁力を低減させ、脱落する恐れがあります。
- 突入電流は定格電流の約10倍です。スイッチは突入電流を制御できるものを選定してください。またはリレーなどをご使用ください。

※配線時に電源線を引っ張ったり、シャシ内部に押し込んだりしないでください。

※手で反射鏡を回さないでください。

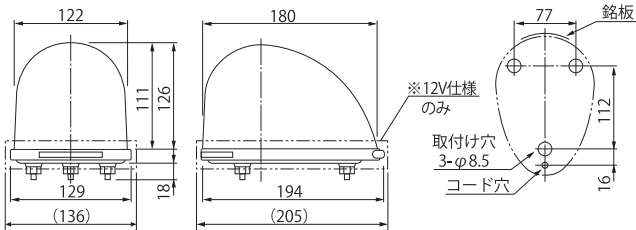
※使用電圧を間違えないよう、確かめてからご使用ください。

3. 仕様 (各タイプの仕様)

1. HKF-K型 (車両用流線型回転灯・防滴)

【外観図 (mm)】

【取付面寸法図 (mm)】



【仕様】

型式	定格電圧	定格電流	閃光数	電球	質量	外部突起対応
HKF-101K	DC12V	2.9A	230回/分	JA12V 35W ハロゲン球	約0.7Kg	○
HKF-102K	DC24V	1.9A		JA24V 55W ハロゲン球		×

(註) ・電球の形状 ハロゲン球 口金BA155

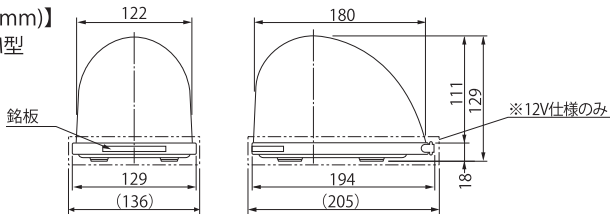
型式	電源線：線種／線径	電源線長さ
HKF-101K, 102K	AVS / 1.25mm ²	約260mm

2. HKFM型 (車両用流線型回転灯・マグネット脱着式・防滴)

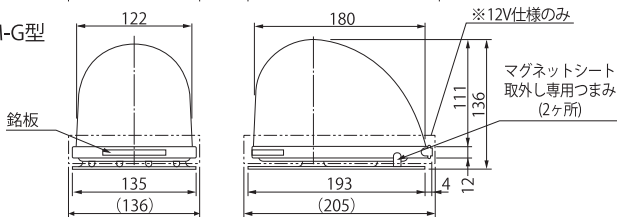
HKFM-G型 (車両用流線型回転灯・樹脂マグネット脱着式・防滴)

【外観図 (mm)】

・HKFM型



・HKFM-G型



【仕様】

型式	定格電圧	定格電流	閃光数	電球	質量	外部突起対応
HKFM-101	DC12V	2.9A	230回/分	JA12V 35W	約0.8Kg	○
HKFM-101G				ハロゲン球	約0.9Kg	○
HKFM-102	DC24V	1.9A		JA24V 55W	約0.8Kg	×
HKFM-102G				ハロゲン球	約0.9Kg	×

(註) ・電球の形状 ハロゲン球 口金BA155

型式	電源線：線種／線径	電源線長さ
HKFM-101, 101G, 102, 102G	VFF / 0.75mm ²	約4m

4. 補修方法（全タイプ共通）

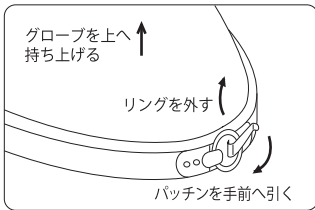
⚠ 警告

電球などを補修される際は、ショートや火傷防止のため必ず電源を切ってください。（スイッチOFF）

1. グローブ交換の手順

グローブを交換される際は、下記の要領で行ってください。

- ・ 電源を切る。（スイッチOFFにする）
- ・ パッチンを上方向または手前へ倒し、パッチンのリングを外して、フランジとグローブをボディ又は本体より取外す。（HKF-K型のフランジは、ねじ固定式になっていますので、ねじを外してください。）
- ・ 新しいグローブへフランジを取付け、もと通りボディへ取付ける。
- ※ グローブまたはシャシへ取付けられている防水パッキンは、必ず再利用してしてください。防滴構造に支障をきたします。

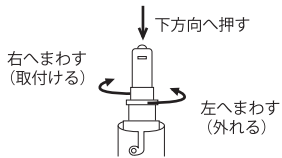


2. 電球交換の手順

電球を交換される際は、下記の要領で行ってください。

- ・ 電源を切る。（スイッチOFF）
- ・ グローブを外す。（上記“グローブ交換の手順”参照）
- ・ 電球を下方へ押し、左方向へまわし取外す。
- ・ 新しい電球を下方へ押し、右方向へまわし取付ける。

HKF, HKFM型の場合



⚠ 注意

- 使用電球は「仕様」の項に表示された電球以外は、使用しないでください。製品の故障や電球焼損の原因となります。
- ハロゲン電球のガラス部は手で触れないでください。電球寿命が著しく短くなります。万一電球に触れた場合は、表面をよく拭いてからご使用ください。

HKFM-G型の重要事項

- マグネットシートは変形しやすいので、未使用時は必ず付属のサービスプレートに取付け、平面度を保持するようにしてください。（この時、マグネットシートがサービスプレートよりはみ出さないように吸着させてください。はみ出すとマグネットシートが変形します。）
- 車両ルーフより回転灯を取り外す場合、必ず専用の取り外し用ツマミを上へ引き上げて、取り外しを行ってください。回転灯本体を持ち上げて取り外しを行うと、マグネットシートが破損します。
- この回転灯を大勢の方がお使いになる時は、上記注意事項の申し送り、説明をおこなってください。
- 外部突起物規制に適合するためには次の注意事項を守ってください。
 1. 取付面の大きさは指定の寸法を守って下さい。
 2. 取付用の六角ボルトやナットなどが外部に露出する場合は、パッキンなどで保護して下さい。
 3. 外部突起物の規制対応以前の製品を新車両に載せ代えると自動車検査登録時（新車登録）に不適合となる場合があります。

※グローブの汚れは、水を含んだやわらかい布で拭いてください。（シンナー・ベンジン・ガソリン・油などで拭かないでください）

※モータおよびギヤーに注油しないでください。（モータ内に油が入ると回転しなくなります）

5. 補修用パーツ（各タイプ別）

各タイプ別に補修用パーツをそろえています。ご購入は、販売店にご相談ください。

- ・ グローブ（タイプ・色別）
- ・ 反射鏡（タイプ別）
- ・ 電球（タイプ・電圧別）
- ・ フランジ（タイプ・色別）
- ・ 防水パッキン（タイプ別）
- ・ モータ（タイプ・電圧別）など

※上記注意事項に反したお取扱い、および改造や天災などによって生じた故障については、保証はできません。また記載事項以外のご使用は避けてください。

※寸法・仕様および構造等は改善のため予告なく変更することがありますので、ご了承ください。

6. 外部突起規制への取り組み

平成13年6月、自動車の国際基準調和の一環として道路運送車両の保安基準が改定され、国際基準である「乗用車の外部突起(協定規則第26号)」が導入され、平成21年1月1日以降の新車から適用となっています。
 なお、この改正の目的は、車体の外形等に関する基準を明確化する事により、自動車と人との衝突や接触の際に人が負傷する危険性が減り、又は負傷の程度が軽減されることにあります。
 パトライトは、法令遵守企業として、これらの技術基準への製品対応を推進する事で、より確かな「安全」をお届けしたいと考えています。

■対象車種

- 3・5・7ナンバーの乗用車が対象(8ナンバーでもベース車で識別)
 ※1・4ナンバーの商用車・二輪自動車・トラック・建機類は対象外

- 上記の対象車両については、後付けの青色回転灯・スピーカキャリアも外部突起規制の対象となります。
 ※1：外部突起規制に対応していない製品を取り付けた場合は新車登録できません。
 ※2：「外部突起対応」は弊社製品単体での評価です。車両搭載の仕方によっては規制の対象になる場合があります。
 ※3：取付状態での規制対応については、お近くの管内運輸支局・事務所・自動車検査独立行政法人にお問い合わせください。

製品保証規定

[Ver.2.1 (2018.07.27)]

この保証規定は、お客様が買い上げ頂いた製品に関して、株式会社パトライト(以下、「弊社」といいます)が保証する内容について明記しています。

第1条(目的)

1. 本規定は、弊社の製品(以下、「本製品」といいます)に関する保証責任の取扱いについて定めるものとします。
2. お客様が本製品の使用を開始された時点で、お客様は本規定に同意して頂いたものとし、お客様と弊社との間で本規定の効力が有効に生ずるものとします。

第2条(保証対象および保証期間)

弊社は、お客様が本製品を購入された日から1年以内(以下、「保証期間」といいます)に本製品について以下の各号のいずれかに該当した場合(以下、「不良」といいます)、次条に定める保証責任を負うものとします。

- ①本製品の外形または内部に本製品の用途または機能を損なう変質または変形が発生した場合
- ②本製品が製品仕様書に定められた性能を発揮しない場合

第3条(保証内容)

1. 弊社は、本製品に不良が生じた場合(以下、「不良品」といいます)、自らの裁量によって無償による修理または代替品の提供のいずれかの措置を講じるものとします。
2. 弊社が前項の措置を講じた場合、当該措置がなされた本製品の保証期間は、当初の不良品に関する保証期間と同一とします。
3. 弊社が第1項に基づきお客様に対して本製品の代替品の提供を行った場合、弊社において回収致しました不良品の所有権は、弊社に帰属するものとします。
4. 弊社は、第1項の代替品の提供に関して、製造中止等の諸事情により同一製品を提供できない場合には、自らの裁量により本製品と同等以上の性能を有する製品を提供できるものとします。
5. 以下の各号の部材は、保証の対象外とします。
 - ①消耗品(モーター・電球・ロータゴム・パッキン・Oリング・キセノン基板等)
 - ②輸送中における本製品の保護を目的とした梱包材料(製品梱包箱・ビニール袋・緩衝材等)

第4条(免責事項)

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、不良に関して前条に定める保証責任を負わないものとします。
 - ①本製品の輸送・運搬中に発生した衝撃・落下等の外部的要因により不良が発生した場合
 - ②本製品の製品仕様書・取扱説明書・取扱い上の注意等に違反することにより不良が発生した場合
 - ③本製品が設置または接続された装置・機器・車両・船舶・建造物・ソフトウェア等による外的要因に起因して不良が発生した場合
 - ④お客様または第三者が事前に弊社の承諾を得ることなく本製品の分解・改造・補修・付属品取付等を行ったことにより不良が発生した場合
 - ⑤お客様または第三者の故意または過失により不良が発生した場合
 - ⑥お客様が第5条第3項の禁止事項に違反した結果、不良が発生した場合
 - ⑦火災・地震・台風・落雷等の天災地変または公害・塩害・静電気・停電・異常電圧等の外部的要因に起因して不良が発生した場合
 - ⑧本製品の販売時点における科学または技術に関する知見によっては、弊社が不良を予測することができない場合
 - ⑨通常使用に基づき本製品の自然消耗または経年変化により不良が発生した場合
 - ⑩本製品が日本以外の国において使用されたことにより不良が発生した場合

①保証期間の満了後に不良が発生し、お客様において当該不良が保証期間内に発生したことを証明することができない場合

②弊社に対して本書のご提示がない場合

2. 弊社は、第3条第1項の措置の実施の有無を問わず、不良に起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故補償、当社製品以外の製品(本製品と通信回線等により接続されているか否かを問いません)に関する損傷、損失、不具合、データ損失および不良を修補するための費用(人件費、工事費、交通費、運送費等)をいいますが、これらに限られません)のいずれに關しても、一切の責任を負わないものとします。

3. お客様が使用されるシステム・機械・装置等への本製品の適合性はお客様自身でご確認いただくものとし、弊社はこれらと本製品との適合性について一切の責任を負わないものとします。

第5条(ソフトウェアの取扱い)

1. 本製品に弊社が著作権者であるソフトウェア(以下、「本ソフトウェア」といいます)が内蔵されている場合、弊社は、お客様に対して本ソフトウェアを日本国内で使用する非独占的譲渡不能な使用権を許諾するものとします。
2. 弊社は、本ソフトウェアの機能を向上させるべく、自らの裁量により本ソフトウェアをバージョンアップすることができるものとします。弊社は、ソフトウェアのバージョンアップに起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故補償、当社製品以外の製品(本製品と通信回線等により接続されているか否かを問いません)に関する損傷、損失、不具合、データ損失および不良を修補するための費用(人件費、工事費、交通費、運送費等)をいいますが、これらに限られません)のいずれに關しても、一切の責任を負わないものとします。
3. お客様は、事前に弊社の承諾を得ることなく、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - ①本ソフトウェアを複製すること
 - ②本ソフトウェアの改変・結合・リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブル等を行うこと
 - ③本ソフトウェアを第三者に対して再使用許諾・貸与・レンタル・転売すること
 - ④本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること
 - ⑤本ソフトウェアに付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去すること

第6条(その他)

1. 本製品に関する製品仕様書・取扱説明書・カタログ等の記載内容は、事前に予告なしに変更する場合があります。
2. 本製品に関する弊社の責任は、本規定をもって全てとし、弊社はこれ以外に一切の責任を負わないものとします。
3. 本保証書は、日本国内においてのみ有効に効力を生ずるものとします。お客様または第三者が本製品を海外へ輸出される場合、本規定の適用は除外されるものとし、本製品に関する全ての責任は、輸出元に帰属するものとします。
4. 弊社は、お客様による紛失・損傷等の事由を問わず、お客様に対して本書の再発行を行わないものとします。
5. 本書は、本書に明示した条件に基づき保証をお約束するものです。従って、本書によって弊社およびそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

第7条(準拠法および管轄裁判所)

本規定は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本規定の履行および解釈に関して紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

株式会社パトライト

<ご注意> 本製品保証規定は、2014年6月1日より適用されます。万が一、お客様が買い上げ頂いた製品に弊社の旧製品保証規定が記載された取扱説明書が同封されていた場合であっても、本規定の効力のみが適用されますので、ご了承下さい。

世界中に「安心・安全・楽々」をお届けする

株式会社 パトライト

J2F

www.patlite.co.jp

〔受付〕月～金 9:00～17:00
 土・日・祝日・当社休業日を除く

●技術・修理相談窓口(無料):0120-497-090

※ご注文・価格・納期等は、販売店または各営業所拠点にお問い合わせください。